

# 第1章

## アジア太平洋地域における 安全保障の政治的・軍事的基盤

### 1.1 APRにおける安全保障と安定の主題と内容、ヨーロッパのシステムと比較したその明確な特徴

今日まで、APRにおける全体的な安全保障システムは最終的に形成されていない。この地域には、数多くの独立した経済機構が存在する。例えば、ASEAN（およびその安全保障協力のためのフォーラム）、NAFTA、STES、APECなどである。また様々な政治・軍事的同盟が存在し、例えば、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、マレーシア、あるいはオーストラリア、ニュージーランド、米国、さらに二国間同盟として日米、米韓、その他である。これらの発展のプロセスは進行中である。

最近まで、地域レベルの国家の安全保障は、米国との同盟関係や自国の軍隊の強化を通じて、提供することが可能となっていた。従って、ここでは、多国間及び二国間の安全保障協定の広範な網が、米国主導で形成されている。安全保障の提供の方向としての政治的同盟関係は、敵に対する軍事的優越を基礎にしている。従って、実践の中でそうした方法を実現することによって、安定が促進されることはない。その上、それは、各国の軍事支出の増大や装備のレベルの向上をもたらしている。

それと同時に、アジアは、ヨーロッパとは違って、効果的に活動する、十分強力な多面的な政治的、軍事的制度を欠いている。ヨーロッパには、欧州共同体、欧州安全保障協力機構、欧州理事会、北大西洋条約機構、並びに旧ソ連地域に過去数十年の間に形成されたその他の組織が存在する。その中には、ヨーロッパとアジアの安全保障組織の間の特別な架け橋となっている、独立国家共同体（CIS）、上海協力機構（SCO）、条約協力機構など、ヨーロッパとアジアに位置する国々を含むものもある。

アジアにおいては、ASEAN、安全保障問題のためのASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋協力フォーラムがあり、これらは、ヨーロッパと多少類似しているものの、より脆弱な組織である。ロシアも中国も東アジアのその他の国々もASEANには含まれていない。アジア太平洋協力機構は諮問機関にすぎない。最後に、アジアの安全保障は、多国間協定によって提供されておらず、日米安全保障条約、米韓の共同体のように、ワシントンとのパートナーシップに基づく二国間の合意によって提供されており、このこ

とは、この地域の他の国々にとっての懸念材料である。従って、地域化の深化という条件の下での、既存の組織（ASEAN+1、ASEAN+3）の拡大が実施され、新たな組織（東アジア共同体）が形成されていることは明らかである。

ヨーロッパとアジアの間のそうした違いは、歴史的な特性によって規定されている。ヨーロッパでは、国際システムがウエストファリア条約（1648年）によって確立された。この新たなシステムは、国境の枠組み内部の主権と外部の状況に対する不干渉の原則に基づいていた。国家の安全保障にとっての脅威は、規定された国境線に対する軍隊の侵犯であると定義された。このシステムは、20世紀末まで機能していた。しかし、人々は、冷戦の頃からその無効性を認識していた。互いに対峙していたNATOやワルシャワ条約機構という強力な軍事機構は、戦争マシンの整備がなされた結果、いつでも行動に移ることを求められた。そして、対立する両側の大量の核兵器の存在が、使用された場合には、世界の文明全体に取り返しのつかない結末をもたらす可能性があった。その危険性の認識が欧州安全保障協力会議（後のOSCE）などの新たな組織の出現や、様々な信念の出現や発展につながり、軍備や兵力の削減のプロセスや、ヨーロッパ全体の安全保障システムの変化の基礎となった。

ソ連の解体は最終的に、イデオロギー面での敵対的な矛盾、それらの矛盾に対応する2つの対立するシステムの対決によって生み出された諸問題を後に残した。新たな諸問題や脅威の出現により、ヨーロッパの人々は、集団的並びに普遍的安全保障の原則に基づいた、安全保障システムの変化に対応する新たなアプローチを見出す方向へ向かった。ニューヨークにおける9.11事件は重要な役割を果たした。国際テロ組織によってもたらされた悲劇的結末は、安全と安定の提供への伝統的なアプローチに完全に終止符を打った。

脅威が他の国々の活動からもたらされるだけでなく、主権国家の領土内で活動し、これらの国々の意図とは矛盾するような目的を追求する独立した組織からもたらされることが明らかになった。冷戦の時代の戦略はもはやヨーロッパに適用されないだけでなく、その以外の国々にも適用されない。攻撃に対する抑止は、守るべき領土を持たない敵には役に立たない。また外交も、敵がその目的の限界を無視し、その達成のために、罪なき人々を殺傷する方法を用い、政府にその要求する条件を受け入れさせる場合には機能しない。大量破壊兵器の運用や、組織犯罪、その他の非通常的脅威といった背景を持つ大規模テロの方法が、多くの独立国にとって危険な問題となっている。過去10年間、そのパワーにもかかわらず、これらやその他の非通常的脅威に個別に対抗できる国家は存在していなかった。

ヨーロッパとは異なり、アジア太平洋地域は、特異性を持っている。この特異性は、国際関係における政治的、イデオロギー的志向性の著しい違いや、特別な条件下で武力

衝突につながりかねない、厄介な経済的、領土的、民族・エスニック的、宗教的、その他の矛盾の存在である。APRの現在の状況は、否定的な要素や潮流と肯定的なそれらとの複合によって特徴づけられ、それらの中で最も重要なのは以下のようなものである。

発達した市場経済を持つ国家間（米国、日本、ASEAN諸国）並びに効率化された社会主義タイプに固執し続けている国家（中国、ベトナム、北朝鮮）間の協力の拡大。

米中間の反目の高まり、日中間の対立などを含む、世界のこの地域におけるロシア、米国、中国、日本の利害の重複。

この地域の国々の経済発展の不均衡の拡大で、これは経済のグローバリゼーションの結果、悪化している。

国際的な政治的対立（朝鮮半島、台湾）や、その他のケースでは、未解決の国境画定問題、互いに主権を主張しあう領土の存在（日本とロシア、日本と中国、日本と韓国、中国と韓国、中国とベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイの間の南シナ海の島々をめぐるもの）によって生み出されている、安全を脅かす様々な深刻な緊張の温床。

米国の経済的優位の拡大、その利己的な利益実現のためのグローバリゼーション、国際経済、金融組織の積極活用。

各国が、グローバリゼーションへの適応とそれがもたらす諸問題からの保護のために、ASEAN + 1（ロシア）、ASEAN + 3（日本、中国、韓国）などの地域的経済共同体や機関を作ろうとする動き。

APR諸国との二国間並びに多国間の政治・軍事同盟や、強力な海軍力や前方展開戦力を基礎とする、米国の絶対的な軍事的優位の下で、この地域の様々な国々の軍事力が深刻な不均衡の状態にあること。

この不均衡に対する回答として、中国はその空軍力や海軍力を活発に増強している。これに関連して、日本は自衛隊の質の向上を図り、北朝鮮は大量破壊兵器を開発している。現在、この地域に世界の8大軍事大国のうちの6つが存在する。この問題で、この地域の主な国々の軍事指標は毎年増大している。この地域の多くの国々の軍事支出はかなり高いレベルに維持されており、（日本を除いて）国内総生産の2.5から3.5%を占めている。これと共に、軍事支出が1%に限定されている日本でも、国内総生産の絶対額が大きいために、軍事支出はかなり高いものとなっている。

北東アジアに属する主な国々の軍事支出の動きを表2に示す。これらの国々の政府は、高い軍事支出は十分正当化され、それに国際的な規制をかける必要はないと考えている。

表2 過去10年間の北東アジアの主な国々の軍事費の動き（1996～2006年）

国	軍事費（10億米ドル）／年当たり					
	1996	1998	2000	2002	2004	2006
中国	15 300	17 800	23 000	31 100	35 400	
北朝鮮		1 343	1 379	1467		
ロシア	9100	7 100	9 300	11 400	19 000	24 200
韓国	12 539	12 398	12 801	13 533		
米国	298 058	296 530	301 697	335 706	455 000	500 000
台湾	9606	9 723	7 815	7 295		
日本	45 293	45 394	45 793	46 727	42 000	45 600

インドとパキスタンの核保有国への参入とその活発な軍備更新も、これらの要素に加えられる。それは、他の国々の軍事政策に対して重大な影響を及ぼしており、APRも例外ではない。

それぞれの国の国内状況の不安定さ、経済や社会発展の様々なレベルを固定したまま、国際的な安全保障組織の形成のプロセス、現実の軍縮や、民主主義的原則の強化、人権の遵守を進めたヨーロッパのプロセスと比べた場合、この地域の現在の遅れによって、前述の特徴、さらには、否定的な傾向や要素は拡大されている。そのため、ヨーロッパの発展モデルは、APRにおけるより効果的な安全保障システムの形成にうまく適用することができない。ヨーロッパにおける兵力や軍備の制約や削減の面での肯定的な経験の活用は、さらに困難に見える。

さらに、前述の出来事やその他の緊急の出来事存在にもかかわらず、APRの状況は安定している。現在の安全保障システムはこの地域に安定をもたらすことができるだろうか？

二国間の関係が依然として地域の安定に資する特定の価値をもっていることを否定するのは困難である。とりわけ、それは日米関係と関連している。米国の核の保証と日本国内で移転する米国の駐留軍は、他の国々にとっては、日本が再軍備のための高度な措置に踏み切らない裏づけの役割を果たしている。

しかし、全体的な国家戦略の調整に係わるこの地域やグローバルな政治・軍事状況の

根本的な変化によって規定される、政治リーダーたちの交代に伴って、安全保障分野でのこの「チェック・アンド・バランス」システムは粉々になる。

日米関係はこうした方向へ変化しつつあり、他のアジア諸国の不安を掻き立てている。北朝鮮の核の脅威と、中国の軍事力増強に脅かされている日本は、それまでの態度を再検討し、強力な自衛力が必要であるという考えを強めつつあり、そのための法的基盤を整備し、このプロセスが不可逆であることを事実として示そうとしている。イラクへの平和維持部隊の派遣と後の北朝鮮艦艇との衝突は、日本が普通の国として振舞おうとしていることを示すものである。

次の問題は、米韓の相互関係と関連している。金大中大統領と盧武鉉大統領が過去10年間権力の座についている間に、新しい世代の韓国人が登場した。この世代は、北朝鮮との対立ではなく、和解を目指している。韓国の大半の若者は、金正日の権力機構よりも米国の方がより深刻な安全保障上の障害だと考えている。この感覚は、2つの朝鮮国家の和解を恐れる、ブッシュ政権の船出の時点での外交的不手際によって生じた。慎重なブッシュ政権は、北朝鮮との和解を目指した金大中の「太陽政策」を挫折させ、その結果、冷戦のステレオタイプに反発する韓国の若い世代全体の反感を掻き立てることになった。

表面上、米韓の同盟は信頼に足るものに見える。つまり盧武鉉政権は、イラクに自前の平和維持軍を派遣し、米国との良好な関係に忠実であることを示そうとした。しかし、韓国が米国の北朝鮮に対する過剰な敵対心を批判し、米国政府は、自己の見解に基づき、韓国の望ましくない態度に否定的な反応を示す場合には、両国の不理解は容易に繰り返され、将来状況はますます悪くなるだろう。

こうした潮流は、20世紀後半に形成された地域の安全保障システムが、段階的に悪化することになるかどうかを決める基礎となる。

しかし、何がそれを変えることができるか？ヨーロッパとAPRのいくつかの側面を参照しつつ考えてみよう。例えば、この地域における緊張の緩和、兵力や軍備の制限や削減の問題を解決できるかどうかについては、特に楽観的な見方では次のような評価がある。つまり、歴史政治的、イデオロギー的、軍事的な対立は、その規模や性格という点で、ヨーロッパで起こったようなものには及ばない。それは、装備のレベルやその集中の平均的密度といった質的・量的な特徴の点でも、ヨーロッパにおける対立とは異なっている。この地域の国々の大半は、善隣関係、信頼、及び多方面にわたる協力の確立と発展という進路に従うことを望んでいる。経済分野における、地域の国家間の統合を進める活動が活発になっている。

要するに、APRと東アジアの諸国家は、欧州連合のような国家間組織の形成からは程遠い状態にある。ここでは、統合のための協力は、第1に、アジア太平洋経済協力のレ

ベルで、第2に、サブリージョナルなグループのレベルで(ASEAN+1など)、第3に、二国間の国家間関係のレベルで、実を結びつつある。ここに、シンガポール、韓国、メキシコ、チリ、中国、ASEANと日本の自由貿易圏(FTA)の形成のプロジェクトを加えることも可能である。

北東アジアでは、地域の経済統合の枠組みの中での大きな進展が日本、中国、韓国によってなされ、金融、貿易、投資の分野でその活動の調整が図られている。こうして形成された3国の委員会は、北東アジアの共通のエネルギー体系、通貨統合、自由貿易圏、自由事業圏、北東アジアからヨーロッパへの輸送通路(ロシアの領土を通過する)、北東アジア開発銀行のプロジェクトを展開している。米国のプランと同様、ロシアは、これらのサブリージョナルなプロジェクトにパートナーとして協力することに関心を持っている。地域統合のプロセスへのロシアの完全な参加は時間の問題である。

最近、外交関係のシステムにおいて、ASEAN諸国の役割が増大し、ASEANと国際社会との協力が拡大している。2005年には、クアラルンプールで、中国、日本、韓国を迎えたASEAN+3の9回目のサミットが開催された。伝統的なサミットASEAN+1は史上初めてロシアを加えた。

その上、「ASEAN+3」さらにはインド、オーストラリア、ニュージーランドの活動メカニズムに基づいて、新たな視点の国家間共同体である東アジア共同体の形成が宣言された。複雑な政治的、経済的潜在能力を持つこの共同体は、世界のプロセスに計り知れない影響を及ぼす可能性があり、米国の政治的・経済的影響力に対する重要な対抗勢力となるかもしれない。

ロシア科学アカデミー極東研究所のチタレンコ(M.L.Titarenko)所長の予測では、将来、ロシアの東アジアとの結びつきにより、北東アジアにおける共通の統合された共同体である独特の東アジア共同体を形成することが可能である。彼の見解では、地域諸国マクロ経済・金融政策調整理事会、北東アジア輸送・環境資産開発理事会、北東アジア研究・技術政策理事会といった国家間のサブリージョナル組織の形成が考えられる。諸問題の解決のために資源を集めることを求められるこれらの機関は、同時に、東アジア共同体統合のインフラの基礎となる。

他方、経済統合のプロセスの首尾よい成功は、軍事的安全保障分野における諸問題の解決のための諸条件を生み出す可能性がある。この問題に関する地域の様々な国家の見解の一致への最初のステップとなりえるのは、それらの軍事ドクトリンを一致させること、少なくとも、最も重要な政治的、戦略的ドクトリン上の規定を一致させることかもしれない。

## 1.2 東アジアの主要国家のドクトリン上の見解、ドクトリンの同時的な分析の必要性、地域安全保障に役立つドクトリンの原則や規定の一致

様々な国家の軍事ドクトリンの内容は、常に、その隣国に影響を及ぼす。最近10年間、この点は様々な理由で悪化している。主な理由として次のような点が考えられる。第1が、主として、経済、金融、情報の分野における重要な変化とグローバリゼーションのプロセスの劇的な展開である。以下の数々の事実は、その結果である。まず、外交関係システムの基本的な変化、様々な国々の相互関係、相互依存の強まりである。第2に、致命的な影響が広範囲に、正確に、大きな力で、長い時間にわたって及び、兵器システムや装備システムの能力の劇的な向上のために、軍事紛争は、交戦国のみならず、全世界の文明にとってもきわめて予測不可能で有害な結果をもたらされる可能性があること。このことは必然的に、国家安全保障にとっての脅威と国際安全保障にとっての脅威の間の境界線を曖昧にしてしまう。第3に、脅威が別の特徴を帯び、グローバルに出現するようになり、多くの点でそれを「もたらす者」は捉えにくく、見えにくくなっている。

2001年9月のテロ攻撃後の米国で、すべてのこれらの否定的な出来事への対応は、軍事的脅威の発見と予測、それに対する有効な対抗措置を伴う、国際社会における調整された行動を含むことが宣言された。

これに対して、軍事分野では過去10年間、軍事協力の目標が設定され、展開してきている。つまり、異なる国家間の脱軍事化した関係の強化のためにそれらの国々の軍事ドクトリンを調整すること、国際的平和と安定の強化、それを侵犯する試みに対する対抗措置のため関係各国が一致した取り組みをすることである。

軍事ドクトリンの原則や内容は、国際的な協議や話し合いのテーマとなっており、その結果、国際会議における焦点とすることが提起されている。例えば、1983年、国連総会は決議38/75を採択し、そこでは、政治的、軍事的ドクトリンの形成、促進、発展、宣伝が批判され、核兵器の使用の正当性を証明するよう要請されている。1990年12月21日、本総会は注目すべき決議を採択した。その決議によれば、すべての国々の軍隊は、戦争の予防、個別的並びに集団的自衛、世界にとっての脅威や侵犯、侵略行為に関する国連憲章のV11に基づく共同行動というミッションを果たさなければならず、「防衛能力は防衛という本来の必要性を指す」ものである。

今や、これらの取り決めは、ロシアの軍事ドクトリンを含む、多くの国々のドクトリンの中に現実化している。

ヨーロッパにおいては、80年代の半ば以降、軍事ドクトリンと、国際平和の強化を目的とした軍事ドクトリンやドクトリンの内容の調整を議論するセミナーが定期的で開催されている（最近では2006年の初頭に開催された）。軍事ドクトリンに関する最初のウィ

ーン・セミナーのオープニングで、前オーストリア外相であったアンド・モク(And Mok)博士は、「軍事ドクトリン・セミナーは、政治的な安全の方向への歴史的なステップであり、協力を基礎にしている」と述べた。時間の経過とともに、この言葉の正しさが証明された。

上記の点に関連して、国際関係システムにおけるAPRの役割の増大と、軍事的安全保障の分野での諸問題の存在が、この地域においても同様に、軍事ドクトリンをめぐる対話の活発化を現実のものとしていることに触れておく必要がある。

我々は、軍事ドクトリンの形成の分野での作業経験があるため、ドクトリンの内容に関する比較分析は、複雑な手法に従って実施されるべきであると結論づけることができる。そのため、様々な国家の軍事的な潜在能力だけでなく、その政治軍事指導部の政治的意図、さらにはその実現のための各国やその軍隊の実際の準備の程度も考慮する必要がある。それとは別に、それらは、潜在的な軍事的危険の諸要素としてのみ考慮される可能性があり、それは熱狂的に反復される軍事的準備や要塞構造の中にある国家の経済的資源の枯渇の基礎ではまったくなく、それはやがて、草で覆われて忘れ去られることになるかもしれない。

逆に、軍事ドクトリンの内容や志向性に基づく積極的な対話の方法によって、軍事活動の透明な領域を形成するために、善隣関係を強化する必要がある。それは平和主義者のスローガンではなく、いかなる政治的、外交的努力も、それが国の防衛にとって十分な軍事力に基づく場合にのみ有効たりうるのと同様、重要な公理である。

偶然ではなく、軍事ドクトリンにおいて、ロシア(のみならず、その他の多くの国々も)は、伝統的にアプリアリに脅威を具体化するのを拒否してきた。事実、具体的な敵に対しては、適切な軍事的な政策を実施することが必要である。その結果、敵である国家を正確に規定することは、軍備競争を含めて、相手からの応酬や十分な反応を受けることをあらかじめ決定してしまうことになる。従って、軍事ドクトリンにおいては、軍事的脅威の原因となる諸要素を定義するだけで十分である。例えば、ロシアの軍事ドクトリンでは、現在及び近い将来の政治的・軍事的状況は、核戦争を含む、大規模な戦争が開始される危険性が減少しているといった要素によって規定されていると、非常に客観的に述べられている。しかし、それと並んで、国際社会においてさらに大きな役割を主張する、地域における力の中心を形成し強化するプロセスが存在している。20世紀末に形成された、国家の発展のプロセスは未完である。また、そうしたことを背景として、特に危険なものとなっているのが、民族・エスニック並びに宗教的分離主義の活発化、政治目的の達成のためにテロリズムなどの極度に狂気じみた闘争方法を活用すること、国際的なレベルでのこれらの形態の発現、地域における軍備競争の激化、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散、情報面の敵対関係の悪化、地域紛争や武力紛争の拡大である。

それらを念頭において、ロシアの軍事ドクトリンでは、政治的・軍事的状況を不安定化させる影響を及ぼすのは、次のような要因であると予測している（また実際にも十分証明されつつある）。

狂気じみたナショナリズム、宗教、分離主義、テロリスト運動や組織、構造の活動、テロリズム、組織犯罪、武器や麻薬の密輸の規模の拡大。

大量破壊兵器とその運搬手段の拡散。

国際安全保障を維持するための既存の機構（とりわけ国連）をないがしろにしようとする試み。

国際法の通常原則や規範に基づく、国連安全保障理事会の制裁決議を伴わない「人道的介入」手段としての軍事行動の活用。

軍備制限や軍縮の分野での国際的な取り決めや合意に対する個々の国の違反。

国際関係の主体による、攻撃や拡張の目的などでの情報やその他の手段（非通常的なものを含む）の活用。

蓄積された経験が示しているように、様々な国家の軍事的ドクトリンの比較分析のためには、方法論的な観点からそれらの主要な条項を次の3つのグループに分類するのが役立つ。

最初のグループは、同じような志向を持つ、地域の国々のドクトリンの条項を含む。

第2のグループは、国々の間で基本的な違いがある条項である。

第3のグループは、ドクトリンにおける見解に客観的に相違があるが、それらを調整する機会が存在している領域である。

確かに、この作業は、様々な国々のドクトリンを同一のものにするものではない。そうした違いがすべての関係国によって正確に理解され、認識されるためにその分析が必要である。個々の国が安全保障の確保のためにどのような方法を用いるか、この目的のために軍事力を使用するか、しないかの境界線はどこにあるかが曖昧でないことは、一国の政治的意図や軍事的活動と同様に、地域の安定と安全に影響を及ぼす。

この分析が示すように、米国、中国、ロシア、日本、その他の東アジアの一部の国々の明確にされているドクトリンの内容の類似性は、以下の点である。

（外部の攻撃から自国と同盟国を防衛する）という目的を持つ；

軍事的ドクトリンの志向性の面で（どのドクトリンも防衛を志向）；

攻撃を抑止する政治的・軍事的手段としての核兵器という認識と、大量破壊兵器とその製造技術の拡散への積極的な対抗措置の必要性の認識；

軍隊の任務の範囲の拡大。死活的に重要な国益を守るという伝統的な任務の他に、平和維持、対テロ任務、技術的・自然発生的ミスや事故の予防と生じた場合の結果の清算という任務も割り振られている。一部の情報筋によると、新たな任務の決定は、「非軍

事的なタイプの活動」と呼ばれる枠組みの中で、軍隊に割り振られている。

米国で議論されている、新たな核戦略によって大きく損なわれるのは、どのような類似性なのか、注目する必要がある。それを受容することで、米国の軍人たちは、テロリストによって米国に対する大量破壊兵器使用の脅威が生み出される場合に、テロ組織に対する核攻撃の予防的適用の権利を受け入れることになる。軍事的な危険や脅威の源泉の範囲の特定に際して、様々な国の軍事ドクトリンの類似性は部分的なものにすぎない。それは、客観的な歴史的要因やその他の要因が原因となる。とりわけ、ロシアの軍事ドクトリンについては、すでにそこに、安全にとっての多くの脅威に関する評価の点で、この地域の複数のドクトリンと類似している多くの点が存在している。とりわけ、国際的なテロリストグループの活動の活発化、軍事紛争の中心や不安定な地域が世界の様々な地域に残されていること、軍事技術や軍事紛争の手段の発達、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散と関連している。

1999年にコーカサスでテロリストによって引き起こされた大規模な作戦（ダゲスタンへの侵攻）米国での2001年の9.11、モスクワ、東京、パリ、さらには東南アジアのその他多くの都市でのテロの後、国際テロや、それと結びついた兵器の密輸、麻薬取引、エスニック・宗教的過激主義、不法移民が、個々の国々の安全だけでなく、世界全体の安定をも脅かす要因となっている。

一部のデータでは、今日世界の違法なテロ組織の数は、およそ500に上る。増大するテロ対策予算は、ロシアの軍事予算に匹敵する、年間50億ドルから200億ドルに上ると推定されている。テロの結果、個別の行動のみならず、大規模なテロ作戦への支出が可能となり、国際社会全体に、テロに対抗する機運が広がった。APR諸国の国家的ドクトリンは、この事実を念頭に置くことができるようになった。

我々が列挙した要因が、ロシアの軍事ドクトリンの中で述べられている軍事的危険性の諸要因より高く位置づけられるならば、ロシアの中でも、この問題が注目されるものと確信している。さらに、ロシアでは現在の条件下でのテロリズムについて公式には、「様々な過激派、ナショナリスト、その他の組織が政治的目的達成のために用いる手段の1つと」考えられ、戦争が、そうした極端な政策の手段のレベルに引き上げられると考えられている。

この点から、ロシアにおけるテロリストに対する姿勢は、概念的なプランであるばかりか、実践段階にもある。1999年7、8月のダゲスタンにおける国際テロリスト並びにチェチェンのテロリストの侵入者たちを殲滅する作戦の成功と、チェチェンにおけるその終結は、北コーカサスにおける軍集団の合同司令部のための集中統制システムの組織化と、ロシア連邦軍、その他の軍隊、軍組織や軍機関の間の密接な相互協力の結果、可能となった。

中央アジア諸国の領土内におけるテロの再発後、すべてのCIS諸国がテロとの共同闘争に向けて一致した取り組みを行う必要性が認識されるようになった。この方向への実際の一步は、CIS諸国の政府の決定によって（ヤルタ、1999年10月）国家間の対テロセンターが創設されたことである。SCOの枠内でも、地域的な対テロ機構が創設された。国際テロ組織への有効な対抗措置は、集団的な安全保障についての条約による組織によって実施されている。この組織の対テロ能力の強化という観点から、各国のリストを基に、テロリストと過激派組織のリストが作成された。同一のテロリストに関する同一のリストが作成され、集団安全保障条約機構（CSTO）の加盟各国は、それらの過激派・テロリスト組織に対して刑事措置や行政措置を取っている。

中央アジア地域における緊急展開軍の強化のための措置（JFFD CAR）が承認されている。その結果、JFFD CARの計画立案に際しては、状況の進展によってその動きを加速化することも考慮されている。カント（キルギス共和国）におけるロシアの空軍基地の開設に伴い、JFFDは空軍に関しては基本的に強化された。また、タジキスタン領土内でのロシアの軍事基地の設置は、我々の連合の南部国境のみならず、その機構のあらゆる軍事面も強化している。その上、テロや過激主義に対する戦いをめぐる専門家の作業委員会や、不法移民への対抗措置に関する作業グループの着実な作業が実施されている。地域レベルでの前述の脅威に対する闘いの分野における今後の目標を提示しつつ、そうした脅威の無力化のための措置の調整や、旧ソ連地域で活動する、CSTOやその他の組織の活動が重複するのを避けることが可能である。

テロ活動の資金源を封じ、犯罪によるを法律で規制する措置をとるための協力の分野における重要な一步は、2004年10月に設置されたユーラシア作業グループにおいてCSTOが常任オブザーバーの地位を認められたことであることを銘記する必要がある。それによって、テロ活動の資金調達を断つための闘争において、国家の諸法律を統一することが可能となった。それと同時に、ピザ、移民、国境政策の面でCSTO加盟国の活動を調整する実際のメカニズムが形成されつつある。ロシアでは、対テロ法規の整備が進展している。承認される法律の重要な部分は、軍事的手段を伴う対テロ活動でロシア連邦軍を活用するための法基盤の創造に向けられており、これによって、当該諸問題の解決が可能になる。この連邦防衛法規は新たな条項によって補足され、それによって軍隊は、与えられる軍事的手段の活用を伴う対テロ作戦への参加が可能となる。ロシア国防省に関する法律の承認の結果、同省は、テロ問題を直接担当する特別な目的をもった部局を設置することができるようになったというより、そうすることが義務づけられたのである。これらの部局はその役割にふさわしい武器を与えられ、特別な作戦戦術のための訓練を受けるべきである。そのための資金は、軍事部門の予算の中で独立した形で提示されるべきである。

軍を適用する法的分野はさらに拡大されることになるだろう。そのため、ウラジミール・プーチン大統領は、ロシア領土外での国際テロ活動の鎮圧のために軍隊を使用する手続きについて明確に示すように下院議員たちに求めた。対テロ活動の実施の指令に関する決定は、ロシア連邦の連邦議会上院の当該決定に基づき、国の軍事組織の制約を考慮しつつ、大統領によって承認されることになるだろう。その結果、最高司令官である大統領は、軍の編成、それらの活動の分野、活動の諸問題、駐留期間と交替の手続きに関わる全体の兵力について規定することを始める。それらの対テロ行動に参加する軍隊の編成は、事前の特別な準備を行った後の契約に基づいて軍務に従事する志願兵によって完成することになる。

国家的並びに国際的にテロに対する闘争は重視され、米国のドクトリンの諸文書の中では、テロは国境を越える脅威と認識されている。次の世紀の米国に関する米国大統領による『国家安全保障戦略』という報告書（1999年12月）の中では、この問題に独立した一節が当てられている。その中で、米国は一貫してテロリストの発見と処罰に対する取り組みを実施し、市民を脅かすそれらの人々の拘束と訴追について検討すると述べられている。「我々はテロリストにいかなる譲歩も行わない。我々は国際テロリストの処罰のため、法的なメカニズムをフル活用し、わが国における外国のテロリストの活動や彼らのネットワークの規制措置をとり、テロリストを支援する人々に対する資金的な制裁の適用措置を拡大する。我々はまた、海外のテロリスト基地のメンバーを減少させ、他の国々によるテロリスト支援に対する対抗措置を取り、当該分野で各国政府が対応策を強化するための支援を行う。テロリストが米国市民を脅かすかぎり、我々は、テロリストの基地に対し、並びに彼らに資金提供を行い活発な支援を行っている人々に対して攻撃を加える、自衛の権利を保持している。国際テロに対する闘争という活動におけるパートナーシップに基づいて、ロシアと米国の軍事ドクトリンでは、テロリストの基地に対する予防的な攻撃を加える機会と手段に関する内容が含まれている。

これらの内容が単なる宣言でないことは、世界の様々な国々出身の1000名のテロリストの訓練キャンプの役割を果たして、テロリストネットワークの重要な要素が存在したアフガニスタンにおけるオサマ・ビン・ラディンの基地に対する1998年の米国による一連の攻撃の事実が証明している。米国軍は、調査の結果、ビン・ラディンのネットワークに加わり、化学兵器を製造していたとみられるスーダン（ハルツーム）の工場に対する攻撃も行った。世界的な規模でテロに対する闘争にその力を割いている米国政府が、他の国々に対して、しばらくの間、同様の権利を認めようとしなかったことは、注目すべきことである。特にロシアに対しては、その国境外でのそうした権利のみならず、国境内においてもそれを認めようとしなかった。同じメッセージの中で、次のように述べられている。「チェチェン共和国内でロシア軍によって実施されている活動は、国家の領

土的一体性の保護と、その市民をテロリズムや不法状態から保護するための法的権利を維持する必要性によって正当化されない」。2001年9月の米国に対する同じビン・ラディンらイスラム過激派のテロ作戦後、同様のダブルスタンダードを適用する状況は大きく変化し、すでに米国の限界をもたらしめていることに注目する必要がある。その後、ロシアと米国は、対テロ戦争で強固なパートナーとなっている。また、国際テロ活動は国境を越えて行われるという性格によって、これを撃退するためにすべての国家や国際組織の努力を結集することが求められている。

米国において、またその軍事計画の分野で重大な変化が起きている。ラムズフェルド国防長官（当時）は、国防の分野の諸問題について語り、21世紀の新たな国防戦略を定式化した（国防の発展の条件と見通しについての分析が、2001年9月30日に米国議会に提出された文書の中で完全に述べられている）。過去数年の国防計画は基本的に想像力の貧困によって規定されていた、すなわち、起こる可能性があることよりも、おそらく恒常的に起こる小さな危険に基づいていたと強調した。そして、長官は次のように述べた。「我々は国防計画システムの力点の中心を移すべきである、つまり、今まで我々の国防計画を支配していた脅威を出発点とする計画のモデルから、将来必要な兵力や手段に焦点を当てる計画のモデルへ移行すべきである。我々の次の敵と思われるものや、どこで戦争が起こりそうかということに注意を集中する代わりに、潜在的な敵の行動の方法に集中すべきであり、従ってその抑制やそれを破るための新たな機会の開発に集中すべきである。

正確に指定された活動地域での大規模な通常戦争に関する計画を策定する代わりに、我々は、驚愕させ、欺くような要素に依拠し、目標を達成するために非通常の兵器を用いる（例えば、航空機をミサイルとして用いる）。新たな敵の行動を予測しなければならない」。

米国の軍事ドクトリンのこの画期的な開発戦略は、地政学や戦略分野で米国と協力する他の国々の戦争分析者や戦争計画者の関心を集めるものと思われる。

他の国々の軍事ドクトリンにおいて、テロの問題は、ロシアや米国のドクトリンほど議論されていない。それと同時に、中国のドクトリンは、「様々なテロリストや過激派勢力が依然として国際社会を脅かしている」と述べている。しかし、それは中国を脅かしてはいない。中国の代表は、ロシア科学アカデミー極東研究所での国際会議で、このことについて語った。チベットと新疆ウイグル自治区における分離主義運動と、（少なくともこれらの地域において）新たな独立国家の創設のために、過激派がテロを用いる準備をしていることを考え合わせると、この点に同意もできる面もあれば、同意できない面もある。しかし、中国の専門家は嘘を言ってはいない。憲法秩序を破綻させる試みに対する有効な統制システムや対応策と結びついた改革の実施の結果としての、経済・社会

分野での著しい進歩のために、テロリストになる可能性のある人々でさえ、成功を収めることはできない。にもかかわらず、中国当局は、その対テロ防衛の面で国際社会の他のメンバーと結束している。

「軍事ドクトリン」という言葉は日本では正式に用いられていない。その理由は、軍隊の創設の否定を正式に宣言している憲法が存在である。その他の点では、軍事ドクトリンの主な考え方は、外交・防衛政策を規定する外務省と防衛省のプログラム文書の中に存在し、また、自衛隊の使用の指示とマニュアルの中にも存在する。これらの考え方は、「白書」という形で定期的に刊行されている。

軍事専門家の見解によると、日本に対する想定される攻撃には、直接と間接の2つのタイプがある。間接的な攻撃（テロリズムの可能性もある）とは、内戦時に外部から支援を受けた、国内の政治的、経済的、社会的その他の暴徒や暴動が発生し、それが展開することであると考えられる。

この攻撃の場合、軍隊は、反政府デモの鎮圧に際して公安部隊に必要な支援を提供しなければならない。

周知のように、日本には、直接的なテロの脅威について触れたいかなる軍事ドクトリン的な文書も存在しない。しかし、日本の文書によると、軍隊に求められる事項の1つは、「災害の制御と対テロ対策、国連平和維持軍内部での」作戦のための訓練された要員と装備である。こうした脅威の可能性は排除することができない。

近年、日本の軍事的ドクトリンに対する考え方は著しく修正されている。一部のマスメディアが伝えるように、日本の国会は、2001年10月29日にいくつかの法律を採択し、国外での対テロ作戦に乗り出した。これらの新たな法律は、米国の主導する対テロ連合のメンバー国に対するロジスティック支援を行い、日本にある米軍基地を守る措置を取る権限を自衛隊に与えている。これらの法律と対テロ連合国への日本の支援は、対テロ作戦にとってだけでなく、将来の日米関係の強化のためにも重要である。日本は、影響を受ける国に対する人道経済支援を提供し、難民問題の解決に関しても協力する。

2004年12月10日に国会で採択された国家安全保障の新たな大綱は、国際テロと大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を、新たな脅威とみなしている。それはまた、朝鮮半島と台湾海峡の状況や、この地域（ロシアと中国）における核兵器を装備した大規模な軍隊の存在、アジア太平洋地域の一部の国々の軍隊の近代化のようなその他の不安定要因も強調している。

この大綱は、世界の安全と安定のための国際協力の展開に対する日本のアプローチについて詳しく説明している。この分野では、対テロ防衛、紛争予防、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散の排除に関する主な取り組みに集中するとされている。日本は、国際的なシーレーンの安全の確保に関して国際社会との協力を図ろうとしている。

日本の自由民主党は、2005年9月に採択されたそのプログラムの中で、様々な状況への迅速な対応を可能にする一般法（「国際協力基本法」）の策定の問題を検討することを計画している。そのプログラムは、国際協力のためのこれらの措置を計画している（2001年の「テロ対策特別措置について」の法律、並びに「イラクの再建に対する特別支援措置について」の法律を用いて）。

これらのドクトリンによると、「基盤的防衛力」という現行の概念は、日本の国内外の様々な脅威とテロへの有効な対応能力を持つ、多機能で多面的な防衛力の創設の必要性に適応させることになる。

テロの問題を現実の脅威の一つとする我々の分析（かなり短期のものですら）は、様々な国におけるこの問題に関するドクトリンの将来の進化の必要性を我々に示している。

他方、あらゆる面で発展した軍事ドクトリンの実施ですら、国内の法律と整合する新たな国際法の基盤が創設されるまでは、困難を抱えることになろう。これまでのところ、国際社会は、国際テロリズムという用語を作り出してこなかった。この事実は、国家安全保障並びに国際安全保障にとってのこうした脅威に対する有効で集団的な対抗措置を困難なものとしている。すべての国々は、政治的テロの定義に際して、自らの法律や国内法規を用いている。世界には、テロ組織の行動に対応する特別な条項を設けている、国際対テロ防衛に関する協定は存在しない。

「冷戦」という理念的・地政学的対立の時代と違い、すべての国々が、目に見えないテロ支援に対する防壁となり、長期の目的のために使用できる正確な定義を受け入れる準備ができていないわけではない。すべての国にとっての国際テロの共通かつ受け入れ可能な定義をすぐに作らなければならない。この定義を、国連の文書に加えなければならない。残念ながら、この目標は、2005年9月に開催された国連総会では達成されなかった。各国首脳が参加したこの総会に大きな期待がかかったが、共通のテロの定義はまたもや採択されなかった。

大量破壊兵器の拡散に対する統制の欠如は、APR諸国の軍事ドクトリンのもう1つの類似した要素である、と同時に、一致しない要素でもある。ロシアのイワノフ国防相と米国のラムズフェルド国防長官の共同記者会見（2001年11月3日にクレムリンで実施）の中では、「各種大量破壊兵器を手にしようとする試みが存在することは、テロの問題の解決に関する優先順位の中で中心的な課題となろう。両国はこのことを認識している」ことが表明された。

東京の地下鉄へのテロ攻撃や米国や一部の国々での炭疽菌を同封した郵便の送付、オサマ・ビン・ラディンによる核兵器の保有についての情報の発覚後、大量破壊兵器の拡散の統制不能という問題が、一部の政治家や軍人の意見を変えさせることになった。一部の核保有国内部の情勢の不安定さ（例えば、アフガニスタン国境に対する米国空軍の

対テロ作戦中のパキスタンの状況)が、犯罪組織に核兵器を保有する機会を与えていることが明らかになった。それは、様々な国の多くの人々にとって現実の脅威となっている。我々は協力してこの脅威を回避しなければならない。

この地域の国々の軍事ドクトリンの基本的な違いについて議論すれば、それらはいたい、国家安全保障と国際安全保障の評価に役立つし、それらの違いを一掃する方法の評価にも役立つといえる。

例えば、東アジア諸国の軍事ドクトリンの一部の条項は、相互不信と疑念に基づいており、力による紛争の解決を規定している。それぞれの軍事的意図についての国ごとの評価の違いは、安全保障問題に関する見解の相違を示すものである。とりわけ、中国は、日本の再軍国主義化と新しい大規模な軍事組織の創設に深刻な懸念を抱いている。日本の核兵器の開発の可能性や、最近、政府や野党の指導者によって繰り返し語られている、これらの可能性を現実のものにしようとする政治的意図が特に不安を惹起している。同様の懸念は近年米国の専門家からも表明された。彼らは、日本が使用済み核燃料リサイクル能力を持ちつつあることに大きな関心を持っている。これは、自らの使用済み核燃料リサイクルを開始しようとするイランの意図という文脈から国際社会の大きな注目を集めている問題である。これに関連して、多くの外交専門家は、近年、日本との軍事衝突に関する様々な取り組みが中国軍事科学アカデミーで検討されたことを確認している。

しかし、逆に日本は、中国の軍事技術面の近代化に懸念を抱いている。日本の大綱的文書では初めて、日本政府は、現在、ミサイル核戦力、空軍、世界の海洋での影響力を拡大している海軍の近代化に取り組んでいる、中国の軍事政策の傾向を注意深く見守る必要性に関心を集中している。こうした条項を大綱の中に盛り込むことは、実際に、日本に対する中国からの脅威の存在と、それに対応する対抗措置をとる必要性を公式に認めることを意味する。今日、それは実際に認識されつつあり、日本の南部における自衛隊の強化の措置によって確認されている。

一方、これらの言及されているすべての国々は、自国の戦争の意図が他国にとっての脅威であるとはみなしていない。そのことは、自国の核戦力を強化している一部の国々が、この分野での統制や制約を課すことをほとんど許容しないことを意味している。

軍事ドクトリンの内容の主題と協調的安全保障メカニズムの創設に関するこの地域の諸国の立場の接近を求めるもう1つの要素は、ロシアの海軍力の削減に伴う力の真空がアジア太平洋地域に生じ、それが他の国々によって埋められる可能性である。それはこの地域における軍備競争に示されている。この点については付録1.1で詳しく触れられている。

この分野に関心を寄せる、中国、ロシア、米国、南北朝鮮、日本その他の国々の軍事専門家や研究者たちが、軍事ドクトリンに関するセミナーにおいて、脅威の評価をめぐ

って真剣な議論を展開することは重要だと思われる。こうした議論は、すべての国々が、軍事ドクトリンに示された脅威の程度が現実的かあるいはフィクションかについて認識し、それに対処するのに役立つと同時に、軍事安全保障分野における目的を実現する措置の可能性を評価するのに役立つ。

各国の軍事ドクトリン間にみられる2つ目の違いは、政治・軍事同盟の創設とそれへの参加という問題に対する姿勢である。ロシアは、平時における日米間並びに米韓間の同盟のような密接な軍事組織への参加は、「我々といっしょでない国は我々に敵対している国」として区別する上で役立つと考えている。それは、新たな脅威に直面しているすべての国々や一部の国々の安全保障問題を解決しないだろう。我々は、20世紀において分裂をもたらした障害を最終的に除去する諸条件が現れ、多くの国はこれを認識したと前に述べた。しかし、地域の新たな共通の防衛システムを創設するためには、このことに関心を抱くすべての国々が、このための取り組みを強化していくことが必要である。

周知のように、軍事ドクトリンの比較分析における2番目の重要な対象は、新たな軍事・政治的ドクトリンの発展が、国連の安全保障コンセプト、すなわち、誰に対しても損害を与えないというコンセプトに全面的に一致していなければならないという点にある。上海協力機構の経験は、この視点の可能性を確認している。

戦略的パートナーシップの原則に立脚した国際関係の広範な発展という考えは、新たな軍事的ドクトリンの形成に向けての展望を持つものである。1996年の春、ロシアと中国は、「21世紀における戦略的協力のための平等な権利と信頼できるパートナーシップ」を発展させることを決定した。2001年7月16日、中露善隣友好協力条約が調印された。この条約と国境問題の首尾よい解決は、二国間にとっても国際的にも非常に重要である。中露間の国境線が平和と善隣関係の線となり、国境地域の信頼強化の条約や国境地域における兵力や軍備の相互削減条約が成功裏に実施され、それは、防衛線の構築のためではなく、経済発展と生活水準の向上のために手段や資源を振り向けるのに役立つ。我々は貿易経済協力の面での同様の進展を見ることができる。

1998年11月、モスクワと東京は、モスクワ宣言に調印した。この中で両国は、「戦略的、地政学的利害に合致した長期の建設的なパートナーシップ」関係の創設に向けて進むことを宣言した。

ボリトコ(A. Bolytko)教授は、「仮想敵を探しそれに対する共同行動を計画するために結ばれる軍事的な同盟協力とは異なる、戦略的協力は、共通の安全保障や発展の問題を解決するためのパートナーを探すことである」と述べた。

ドクトリンの各条項について述べると、係争問題を解決する共通の方法を生み出すことは、平等の権利、相互信頼と協力に基づいていると想定できる。これらの方法は次の

ようなものである。

新たに採用された文書の各条項は、国際法に対するいかなる違反行為も含むことはできない。

国際的な地域安全保障問題の解決に関する国連安全保障理事会の主な役割について、軍事ドクトリンの中で触れられねばならない。

国際的な平和維持並びに対テロ作戦における軍事力の使用の手順の法規には（最後のものは平和強制の行動としての平和維持活動でもある）これらの作戦が国連安全保障理事会によりその管理の下でのみ維持することができるという国際法の中の条項を含まなければならない。

その軍事部門（対テロ防衛の主要機関）は、次の目的を割り当てられることになる。

大規模テロ組織や違法武装組織を一掃する措置や、違法な武器、核、有毒物質の取引を捕捉し、阻止する措置、監視システムへの参加やその開発、テロリスト集団への資金や物資の支援を断ち切る措置を講じる。

大規模なテロリストの作戦を阻むための軍隊や施設の管理。

国内的、国際的なレベルで異なる部局がこの方向に向けて協力するために政府当局者の提案を作成する。

テロリストの活動や大量破壊兵器から核施設の安全を確保するための行動に関する調整。

この新たに想定される軍事ドクトリンは、平和の問題に関する不一致を排除するために、様々な公的組織によってチェックされなければならない。

それにより、違いは避けられないものの、異なる国家の軍事ドクトリン（コンセプト、戦略）が互いに衝突することはない。我々は、ドクトリンの比較分析に関するセミナーの結果として、地域安全保障に関する文書を共同で作りに出す可能性を排除することはできない。例えば、東アジア連合のような枠組みの中に形成される、地域間安全保障組織の枠内でこうした可能性があるかもしれない。我々は、ここで、危機状況のいくつかの特徴、それらの孤立化の形態や方法（軍事力の使用も含めて）、共同行動や軍事力配備の手順（すべての種類の作戦支援を含む）やその他の諸問題を指摘することができる。

我々が前に述べた事柄を念頭に置けば、東アジアにおいては軍事ドクトリンの議論の方法をめぐる問題がより流行していると考えられる。安全保障の方法の類似性や違いを明確に理解すれば、平和と安定への新たな挑戦に対するそれらの適応が、防衛ドクトリンのさらなる発展に関する勧告を綿密に検討するのに役立つ。

### 1.3 APRにおける地域安全保障と地域安定の現在のモデルは、協力、力の均衡、その他の視点を基礎にしている

アジア太平洋地域においては、米国の主導する二国間並びに多国間安全保障条約が形成されている。これらの条約は、「力の均衡」の原則を基礎に機能している。

しかし、安全保障メカニズムの探求は、力の均衡の原則を基礎とするだけでは達成されなかった。ソ連の指導者M・ゴルバチョフが1986年にウラジオストック、1988年にクラシノヤルスクを訪問した際に語った、APRにおける安全保障措置の強化の提言は、先の問題からこの原則を取り除こうとする試みである。これらの構想は、ヘルシンキ会議と同様の会議をAPRで開催することを提案していた。その目的は、この地域の国家間で合意に達することであった。これらの構想は実施に移されなかった。というのも、ゴルバチョフがAPRの特異性を考慮せずに、安全保障システムの組織化の面でヨーロッパの経験を模倣しようとしたためであった。ロシア内外の専門家の意見によると、それらの特異性とは次のようなものである。まず、そこにはヨーロッパのような国境を越えたブロックのシステムが存在しないこと。第2が、超大国の関係の面での中国の要素の存在に相当するものがヨーロッパには存在しないこと。第3が、アジアにはヨーロッパのような軍備管理の伝統が存在しないこと。第4が、APRにもヨーロッパのような多くの未解決の国境問題が存在すること。

しかし、米国が潜在的脅威からの最も有効な保護を提供したために、多くの国々は、米国との軍事的パートナーシップを、自らの安全保障の最良の保証だと考えた。この地域の諸問題に関する指導的な学者の一人であるオスチェプコワ（V. P. Oschepkova）によると、このことが、APRの国々が集団システムの創設に乗り気ではない主な理由であった。また彼らにとって、ソ連の提案は、超大国間の影響力と構想をめぐる闘争のようなものであった。この地域の国々が当時、非常に慎重な反応を示したのはそのためであった。

集団安全保障メカニズム創設の意欲が、超大国による軍事ブロックの対立に巻き込まうとする意図に基づくものではない、とAPRの国々が考えるようになったのは、ようやく「冷戦」後のことであった。おそらく、この地域の国家間の安全保障分野における協力が著しく改善したのは、「冷戦」終結後のことにすぎない。

この地域の多くの国々では、経済発展の必要性が、安全保障メカニズム創設への参加に対する関心の高まりを促した。現実には、この地域の国家間の経済的格差にもかかわらず、多くの国々の繁栄に伴い、各国が安全保障に関心を払うことができる段階に達した。現在、これらの国々は、紛争の脅威や、危機、国際テロを真剣に懸念している。アジアについていえば、この地域は、多くの国々が急速な経済発展を保っており、かなり

前から平和な地域の1つになっている。その結果、安定的な経済発展のための安全保障問題に関する対話を必要としている。

一般的に、安全を確保するための各国の取り組みには2つの方向があることを指摘できる。最初の方向が、軍隊の近代化と維持の方向である。2番目は、地域の安定と平和を保障することのできる地域安全保障システムの創設である。我々の研究の目的は、第2の方向である。

90年代に、日本、カナダ、オーストラリアは、アジアにおける集団安全保障メカニズムの創設に関する提案を行った。例えば、1990年7月27日、ジャカルタでのASEANの会議において、オーストラリアのエヴァンス（Garat Avance）外相は、「アジアにおける安全保障と協力に関する会議」の開催を提案した。同じ年に、ヴィクトリア（カナダ）での会議で、カナダのクラーク（Joe Clark）外相は、「北太平洋における安全保障と協力に関する対話」の開催を提案した。ロシアもまた、この方向で貢献した。ロシアのエリツイン大統領は、韓国訪問中（1992年）APRのあらゆるサブリージョンのレベルで多国間対話を開催すること、紛争防止センターと危機管理のための戦略問題センターの設置に関する提案を行った。

1993年は、この地域の新たな安全保障システムの創設の面で決定的な分岐点になった。1993年7月の安全保障問題に関するASEAN外相会合において、1994年から定期的に安全保障問題の議論を行うという決定が採択された。その後、安全保障問題に関する多国間対話のための常設の場としてASEAN地域フォーラム（ARF）が創設された。1991年に、日本の中山外相がARF結成の提案を行っていたが、この決定はこれから少し隔たってなされたことも記しておくべきである。その後、ロシアはこのフォーラムの正式のメンバーとなった。中国もまた、この地域フォーラムに参加する用意を示し、これらの会合に参加した。

地域安全保障メカニズムの創設という考えに対する中国の態度は、長い間、明確ではなかった。中国当局の文書や説明によれば、中国は、平和共存5原則に基づいて、各国との関係を維持するという、伝統的に確認された国際問題に関する立場に従っているのである。これらの原則が、次のような内容であることを思い起こそう。すなわち、領土的一体性の相互尊重、不可侵、他国の国内問題への不干涉、平等、互恵的関係の発展である。周知のように、これらの諸原則は、宣言的性格を持っており、APRにおける集団安全保障の創設に関する中国の立場の評価には役立たない。

この問題に対するロシアと中国の立場の評価に際して、はるか50年代に、モスクワと北京はAPRにおける集団安全保障システムの構築に関する対話を行っていたことを想起することは容易である。この対話は中断され、ようやく80年代になって継続された。ソ連のペレストロイカの開始後、新たなソ連の指導者から提唱された、APRにおける安全

保障システムの創設の提案に対して中国は反応した。最初、新たなモスクワの提案は北京で用心深く受け取られたが、やがて、中国当局は、新たなソ連の提案がこの地域における戦争要因の役割を低下させることを目的にしていると判断するようになった。こうした変化は、ソ連軍のアフガニスタンからの撤退、カンボジアの紛争に対するソ連の妥協的立場、ソ連当局による中国との隣接地域における兵力や軍備削減の決定によって促された。その後、中国は、APRにおける安全保障や協力の分野に関するソ連のその後の決定に対してよりいっそう注目するようになった。

しかし、集団安全保障システムの創設という考えは、かなり限定されたものだった。その結果、安全保障メカニズムを支えるシステムの創設（政治的協議システムの形成）の問題だけが議論された。

以前の時期と比較すると、90年代後半には、ロシアの指導者のアジア訪問は経済的な性格を帯びるようになった。そしてその結果、APR諸国に対するロシアの兵器輸出力は増大した。地域安全保障の分野におけるAPR諸国に対するロシアの提案は変化した。例えば、1997年のARFの外相会合で、ロシアの外相は、紛争の発展を抑止するための有効なメカニズムの創設を提案した。とりわけ、プリマコフ（E.Primakov）外相は、まずARFに対して、APRにおける情勢を不安定化させる可能性がある様々な兵器に関する包括的なデータを提供することを提案し、その後国連に対しても同様の提案を行った。

集団安全保障メカニズムの創設の分野におけるロシアと中国の協力の意志は、20世紀の末になってようやく部分的に示されるようになった。それぞれの国の個別的利害によって説明できるばかりか、両国の共通の利害によっても説明することができる。

例えば、中国の専門家が確認しているように、両国の戦略的な安全保障の目標は類似しており、同一である可能性がある。ロシアは安定した「善隣関係のベルト地帯」を構築するつもりであり、中国は「平和と安定のための周辺状況」を作り出すことを計画している。とりわけ、後者については、中国の防衛コンセプトに書かれている。このコンセプトによると、自国の周辺の平和と安定を達成する必要がある。だからこそ、中国は、隣国との摩擦を排除し、経済の近代化に向けて望ましい条件を整えるという役割を地域安全保障メカニズムに割り当てているのである。

ロシア科学アカデミー極東研究所の学者の意見によると、できるだけ多くの国が参加する集団的防衛協力システムをこの地域に創設することは、ロシアと中央アジア及び東アジアの外交政策の目的の1つである。彼らによれば、経済と安定した政治関係を基礎とする中国との友好関係の強化は、これを促すものである。ロシアの外交政策の戦略的方向性は、中国との軍事的対立の可能性を次第に除去することであり、中国との政治関係を構築し、そのために政治的対話や経済関係の発展を活用するばかりでなく、防衛分野を含む様々な地域機構や条約に関わるのである。それゆえにロシアは、上海協力機構

を組織するという中国の提案を支持した。しかし、加盟国によると、今日この組織は、中央アジア及び東アジアの安全保障問題のすべてを包括していない。それは、活動の中心を主に中央アジアの諸問題に置いている。

中央アジア及び東アジア諸国は、この地域における主要な問題、すなわち、核兵器の拡散問題に共通の関心を持っている。こうした関心を引き起こしているのは、北朝鮮である。最大1,000キロメートルの射程を持つ戦略ミサイルを北朝鮮が保有しているとの情報があるにもかかわらず、中央アジア及び東アジア諸国は、北朝鮮が核兵器の保有を表明するまで、何らの脅威も感じなかった。だが、この表明の後、その核の脅威は目に見えるものとなった。核兵器競争は、強く刺激されてしまった。そしてそれは、東アジアの多くの国々、とりわけ、日本と韓国へ波及する可能性がある。従って、ロシア、中国とこの地域のその他の国々は、核やその他の大量破壊兵器、ミサイル及びミサイル技術の不拡散分野での協力の必要性や、これらの諸問題を地域レベルで解決する必要性を感じている。

安全保障分野における多面的な協力の発展は、二国間関係における昔からの係争問題や東アジア諸国間の対立状況を解決するのに役立つ。朝鮮半島問題に関する六者協議の経験は、こうした展開を確認するものである。これらの協議の結果、北朝鮮は、IAEAの管理の下で核の平和利用の分野で他の国々との協力の進展と引き換えに、核兵器生産の分野におけるこれ以上の活動から撤退した。

しかし、安全保障を支える協力組織の創設を妨げるその他の客観的理由が存在する。リーダーシップの問題は、中央アジア及び東アジアにおける多角的な安全保障の促進にとって主要な障害である。新植民地主義的な意欲があるのではないかとアジア諸国から疑われている米国も、第二次世界大戦中の侵略が忘れられていない日本も、この地域においてこのミッションを担う能力があるとは思われていない。これゆえに、2006年6月、シンガポールでの安全保障問題をめぐる第5回記念アジアフォーラムで、この地域における米国の役割に関する講演の中で、ラムズフェルド国防長官が提案した将来の安全保障システム案に対して、この地域の国々が警戒心を抱いたことは理解できる。同長官は、アジア太平洋地域の国々に対して、NATOと同様の軍事・政治同盟の創設を提案した。東アジアと東南アジアの国々の間で安全保障分野の協力は拡大しているものの、それは、二国間及び三国間の同盟という方向に進んでいるという事実が、彼の提案の動機だった。NATOと同様の国家間の同盟がこの地域に創設されるなら、この問題はもっとうまく前進するだろう、と国防長官は語った。彼によれば、アジア太平洋地域の安全保障問題を扱うARFやAPECのような、米国が参加したこの地域の多国間組織が存在することは、有益な役割を果たしているのである。しかし、同長官は、ロシアと北朝鮮がもっとオープンにならなければ、このプロセスは停止してしまう、と述べた。彼はまた、米国政府

は他の国々のプロセスを注意深く見守っているが、東アジア諸国は、新たな地域同盟の設立に際して、米国を除外すべきではないとも強調した。「クラブ16」という名前を冠して、マレーシアの首都で2005年12月に東アジア共同体の設立サミットが開催されたが、そこにワシントンが招待されなかったことを、我々は思い出す。

中央アジア及び東アジアにおける安定のシステムの創設という考えは、ほとんどの国で未だに受け入れられていない。なぜなら、これらの国は、安全保障上の死活的に重要な問題の解決をいかなる国際機関にも委ねようとしなからである。例えば、中国当局は、台湾やその他の領土紛争に関してこの立場を取っている。周知のように、中国政府は、台湾問題を国内問題と考え、また南沙諸島問題を多国間対話の枠組みの中で検討することを拒否した（1995年5月）のである。この問題を二国間レベルで議論することだけには合意した。にもかかわらず、中国と南沙諸島の領有権を主張する国々は、1998年に行動規範、いわゆる「その問題を現状のまま凍結する」条約に調印した。

中央アジア及び東アジアにおける安全保障問題は、多くの点で二国間の問題という性格を持っていることは明らかである。つまり、南北朝鮮、中国と台湾の関係、中国と日本との領土問題、ロシアと日本との国境紛争などである。このことから、新たなシステムが形成されると、これらの領土問題の解決は手間取り、自国にとって有利な形で解決しないという漠然とした恐怖心がこの地域の国々に存在する。また、一部の分断国家（北朝鮮、韓国）は、この集団的安全保障システムが、長期的に両国の国民が統一するという問題の障害になると懸念している。

上記の内容を要約しつつ、中央アジア及び東アジアにおける集団的防衛メカニズムの創設問題に関して表明された、一部のロシア内外の専門家の見解を分類してみよう。提示された提案の目標を分類の主な尺度として、様々な見解からこの問題への3つのアプローチを挙げるができる。

第1が、ワシントンに支持されているもので、安全保障メカニズムは米国とこの地域の国々との間の現在の二国間関係を基礎にして構築されなければならない、もしくはNATOに類似した何らかの軍事・政治同盟を創設するという提案である。しかし、二国間もしくは多国間の軍事同盟を持つだけでは、広範な「安全保障」問題の解決には不十分であることが明らかになりつつある。現在の「安全保障」という言葉は、軍事分野だけにとどまらず、経済、通商、エコロジーなど、その他の国際的な活動の分野も含んでいる。2番目のアプローチの最終目標は、(CSCEのような)新たな地域的な国際フォーラムの創設である。この考えが現在では支持されていないことに触れておく必要がある。3番目のアプローチは折衷案であり、最初と2番目の中間を取るものである。それは、安全保障と協力の問題に関する多国間対話によって、安全保障メカニズムの創設へ向けて、この地域の国々の取り組みを方向付けようとするものである。このアプローチは、地域

の国家間の安全保障に関する理解の初期レベルを達成するのを可能にするため、利点が多い。安全保障分野での協力の経験を持たない中央アジア及び東アジア諸国は、協議と多国間対話からスタートし、容易にこの問題の理解に達するだろう（朝鮮半島問題、軍備支出の管理、領土紛争など）。

我々が言及しなければならないその他の重要な環境の1つは、中央アジア及び東アジアに存在するサブリージョンの国家を含む、中央アジア及び東アジア諸国の多くの利害（経済から安全保障に至るまで）の共有である。それゆえ、集団安全保障の創設のプロセスにおいては、多角的なアプローチを用いることが賢明である。この方法が想定しているのは、ローカルな合意からサブリージョンの機構のネットワークの拡大という動き、及び様々な協力方法からさらに厳しい方法への上昇という動きである。

最後に我々が言うべきことは、安全保障協力は経済協力と密接に結びついていることである。これにより、地域の安全保障分野での協力は、経済協力のケースと同様、通常、隣国間で行われる。これを基礎として、集団安全保障メカニズムの創設の問題は地政学的性格を持っており、地域主義の発現の1つであると想定することができる。そのことは、信頼の雰囲気確立し、それを条約関係へと定式化することが通常のプロセスであることを意味する。その目的は、地域の安全保障問題の解決である。

ロシアと中国の関係は、このことを確認するための格好の論拠になりうる。安全保障分野での信頼の基本的諸措置は、これら2国の間で取られた。つまり、両国のリーダーたちが互いに対する核の先制攻撃を行わないという宣言を承認し、互いを戦略核ミサイルの標的にしないという決定が表明され、国境地帯からの兵力の撤退が完了し、兵力編成の規制も確立され、国境紛争が終結し、極東軍管区司令部と瀋陽軍区司令部の司令官の間のホットラインが引かれ、軍事派遣団の交流が再開されたことなど。

我々がこれまで述べたすべての事柄を分析すると、防衛システムの進化は、今日における脅威の出現や展開の過程と比べて遅れを取っていることを指摘できる。とりわけ、それは非伝統的な脅威に関わるものである。つまり、国際テロ、過熱する民族主義、麻薬ビジネス、犯罪地下世界などである。また、各国が集団安全保障メカニズムの創設の意図を有しているにもかかわらず、この方向への進展はかなり限定されたものである。

グローバル化している世界（APRにおいても同様）という条件下で、地域安全保障の多くの要素は、これらのプロセスの影響下にあることは確かである。これから、我々はこれらのプロセスを詳細に検討するつもりである。